

(ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ソマリアの地先沖合において海賊行為に対処する法執行措置をとるためにジブチ共和国に派遣される日本国の自衛隊、日本国海上保安庁及びこれらの要員その他日本国政府の職員並びに前記の派遣を容易にするために日本国政府によりジブチ共和国に設置される事務所の地位に
関し、日本国政府の代表者とジブチ共和国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及する光栄を有し
ます。

本大臣は、日本国の自衛隊、日本国海上保安庁及びこれらの要員その他日本国政府の職員のジブチ共和国の領域への派遣並びに日本国政府によるジブチ共和国における事務所の設置に対するジブチ共和国政府の同意並びに両政府間の緊密なかつ長年にわたる関係に考慮を払いつつ、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1 (a) 「部隊」とは、ジブチ共和国政府の同意を得てジブチ共和国に所在する日本国の自衛隊をいう。
- (b) 「海上保安庁」とは、ジブチ共和国政府の同意を得てジブチ共和国に所在する日本国海上保安庁をいう。
- (c) 「連絡事務所」とは、この取極の効果的な実施を容易にするため、ジブチ共和国政府の同意を得て日本国政府がジブチ共和国に一時的に設置する事務所をいう。
- (d) 「要員」とは、次の者をいう。
 - (i) 部隊の隊員（日本国の防衛省の自衛官以外の者を含む。）であって、この取極に関連してジブチ共和国に派遣され、かつ、ジブチ共和国政府の同意を得てジブチ共和国に適法に所在するもの（以下「部隊隊員」という。）
 - (ii) 海上保安庁の職員であって、この取極に関連してジブチ共和国に派遣され、かつ、ジブチ共和国政府の同意を得てジブチ共和国に適法に所在するもの（以下「海上保安庁職員」という。）
 - (iii) (i)及び(ii)に掲げる者以外の日本国政府の職員であって、この取極に関連してジブチ共和国に派遣され、かつ、ジブチ共和国政府の同意を得てジブチ共和国に適法に所在するもの

- (e) 「活動」とは、ソマリアの地先沖合において海賊行為に対処する法執行措置をとるために日本国の法令に従って行われる部隊及び海上保安庁の任務の準備、設定、実施及び支援をいう。
 - (f) 「現地雇用職員」とは、ジブチ共和国国民である職員又はジブチ共和国に通常居住している職員であつて、日本政府が雇用するものをいう。
 - (g) 「施設」とは、活動のため又はこの取極の効果的な実施のため、部隊、海上保安庁、連絡事務所又は要員が必要とするすべての建物、居住施設及び土地をいう。
 - (h) 「水域」とは、ジブチ共和国の内水及び領海をいう。
 - (i) 「公用通信」とは、活動及び部隊、海上保安庁又は連絡事務所の任務に関するすべての通信をいう。
- 2 (a) この取極は、部隊、海上保安庁、連絡事務所及び要員に適用される。
 - (b) この取極は、ジブチ共和国の領域（水域及び空域を含む。）内においてのみ適用される。
- 3 (a) 両政府は、この取極を、それぞれの国において施行されている法令の範囲内で実施する。
 - (b) この取極に基づく特権及び免除を害することなく、要員はジブチ共和国の法令を尊重するものとし、ジブチ共和国の国内問題に介入しない義務を有する。

4 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、ジブチ共和国政府によって次の特権及び免除を与えられる。

(a) 施設並びに部隊、海上保安庁又は連絡事務所が使用する船舶及び航空機は、不可侵とする。ただし、ジブチ共和国政府の官吏は、日本国政府の権限のある代表者の同意を得てそれらに立ち入ることを許される。

(b) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所並びにこれらの財産及び資産（所在地及び占有者のいかんを問わない。）は、あらゆる形式の訴訟手続からの免除を享有する。

(c) 施設、施設内にある用具類その他の資産及び部隊、海上保安庁又は連絡事務所の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

(d) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても不可侵とする。

(e) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公用通信は、不可侵とする。

5 要員は、ジブチ共和国の領域内において、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約の関連規定に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除と同様の特権及び免除をジブチ共和国

政府により与えられる。

6 (a) ジブチ共和国政府は、活動又は要員の個人的な使用のための物品の輸入を許可し、かつ、それらについてすべての関税、租税及びこれらに類似する課徴金を免除する。ただし、倉入れ、運搬及びこれらに類似する役務に対する課徴金は、この限りでない。要員の手荷物は、検査を免除される。ただし、手荷物中に要員の個人的な使用のためでない物品又は輸出入がジブチ共和国の法律によって禁止されており若しくはその検疫規則によって規制されている物品が含まれていると推定すべき十分な理由がある場合は、この限りでない。その場合には、検査は、当該要員又は日本国政府の権限のある代表者の立会いの下においてのみ行われなければならない。

(b) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、購入し及び輸入する物品並びに提供される役務であつて活動又はこの取極の効果的な実施のためのもの並びに施設について、ジブチ共和国及びその地方公共団体のすべての賦課金、租税及びこれらに類似する課徴金を免除される。部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、手数料その他の料金であつて、提供された役務に対する給付としての性質を有するものを免除されない。

7 現地雇用職員は、いかなる特権又は免除も享有しない。もつとも、ジブチ共和国政府は、これらの職員に対して裁判権を行使するには、活動又は連絡事務所の任務の遂行を不当に妨げないような方法によるものとする。

8 日本国の権限のある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限をすべての要員について行使する権利を有する。

9 (a) 民間又は政府の財産の損害又は滅失に関する請求及び人の死亡又は傷害に関する請求は、当該請求の当事者間の協議を通じて友好的に解決する。

(b) 友好的な解決に達することができない場合には、その紛争は、両政府による協議及び交渉を通じて解決する。

10 (a) ジブチ共和国の領土内に所在する要員は、有効な旅券、部隊の身分証明書、海上保安庁の身分証明書又は日本国政府の身分証明書を常に携帯しなければならない。

(b) 部隊、海上保安庁、連絡事務所又は要員が使用する船舶、航空機、車両その他の輸送手段は、ジブチ

共和国の法令に基づく免許又は登録に服さないものとし、日本国政府の明確な識別標識又は登録番号標を付されるものとする。ジブチ共和国の権限のある当局は、これらの識別標識又は登録番号標について事前に通報を受ける。

(c) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、それらの施設及び車両その他の輸送手段に日本国の国旗及び部隊の記章、名称、公の表象等の識別のための表示を掲げる権利を有する。

11 (a) 自衛官（部隊の船舶及び航空機の乗組員を除く。）は有効な旅券及び部隊の身分証明書を提示する場合にのみ、自衛官以外の要員は有効な旅券を提示する場合にのみ、ジブチ共和国の領域に入国する。要員は、ジブチ共和国への入国若しくは同国からの出国に当たり又は同国に所在する間、出入国審査及び税関検査を免除される。部隊の船舶及び航空機の乗組員、海上保安庁の航空機の乗組員並びに部隊の船舶に乗船する海上保安庁職員は、査証に関する規則の適用を免除される。

(b) 要員は、外国人の登録及び管理に関するジブチ共和国の規則の適用を免除される。ただし、ジブチ共和国の領域内における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものではない。

(c) ジブチ共和国政府は、参考として、ジブチ共和国の領域に入る部隊、海上保安庁及び連絡事務所の資

産の一覧表の提供を受ける。これらの資産は、日本国政府の識別標識を付されるものとする。部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、他の税関書類を提出するいかなる義務も及びジブチ共和国の領域内におけるいかなる検査も免除される。

(d) 要員は、場合に依じて日本国政府が発行した有効な国内の、国際的な又は部隊の運転免許証、船舶操縦免許証又は航空機操縦免許証を所持することを条件として、ジブチ共和国の領域内において自動車を運転し、並びに船舶及び航空機を操縦することができる。

(e) 活動のために、ジブチ共和国政府は、部隊、海上保安庁及び要員に対し、ジブチ共和国の領域（水域及び空域を含む。）内における移動の自由及び旅行の自由を認める。ジブチ共和国の領海内における移動の自由には、停船及び投じようを含む。

(f) 活動のために、部隊は、ジブチ共和国の水域内において、航空機又は軍事機器の発着又は積込みを行うことができる。

(g) 活動のために、部隊、海上保安庁及び連絡事務所並びにこれらが借り上げる輸送手段は、ジブチ共和国の領域内において、租税及びこれに類似する課徴金を支払うことなく、公道、橋、渡船施設、空港及

び港を使用することができる。部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、自らが要請して受けた役務に対する課徴金を免除されない。

12 部隊隊員及び海上保安庁職員は、それぞれ、部隊の制服及び海上保安庁の制服を着用することができる。部隊隊員及び海上保安庁職員は、公務の遂行中に命令に基づきその使用が許可されることのある武器を所持し、又は携行することができる。

13 (a) ジブチ共和国政府は、要請がある場合には、適当な施設を見いだすことにつき、日本国政府を援助することに同意する。

(b) ジブチ共和国政府は、その有する手段及び能力の範囲内で、活動における準備、設定、実施及び支援を援助する。

(c) 部隊、海上保安庁又は連絡事務所がジブチ共和国において締結する契約に適用される法令は、それぞれの契約によって決定される。

(d) ジブチ共和国政府は、部隊、海上保安庁又は連絡事務所が活動のために商業的主体と締結する契約の実施を容易にする。

14 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、ジブチ共和国政府の事前の許可を得て、活動及びこの取極の効果的な実施のための必要に応じ、施設を建造し、改造し、又はその他の方法によりこれを変更することが認められる。

15 (a) ジブチ共和国政府は、施設外において、部隊、海上保安庁、連絡事務所及び要員の安全を確保するためにすべての適当な措置をとる。

(b) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、ジブチ共和国の領域（水域及び空域を含む。）内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、それらの施設、船舶及び航空機並びにそれらが保護する船舶を外部からの攻撃又は侵入から保護するために必要な措置をとることが認められる。

(c) 部隊は、その施設内の秩序を維持するため、警務隊を設置することができる。

(d) 部隊の警務隊は、また、ジブチ共和国の軍事警察又は警察と協議し及び協力して、部隊隊員間の秩序及び規律の維持を確保するために施設外で行動することができる。

(e) 部隊隊員及び海上保安庁職員が、逮捕した者を護送するためにジブチ共和国の領域を通過する場合には、当該者について必要な拘束の措置をとることが認められる。そのような通過は、ジブチ共和国の権

限のある当局と緊密に協力して行われる。

16 (a) 部隊及び連絡事務所は、無線送受信局及び衛星通信手段を設置し、及び運用することができる。部隊及び連絡事務所は、適当な周波数の使用に係る紛争を回避するため、ジブチ共和国の権限のある当局と協力する。ジブチ共和国政府は、周波数スペクトルへのアクセスを認める。

(b) 部隊及び連絡事務所は、無線（衛星、移动通信及び携帯用無線を含む。）、電話、電信、ファクシミリその他の手段による無制限の通信を行う権利並びにそれらの施設内及び施設間におけるそのような通信を維持するために必要な設備を設置する権利（活動のための電線及び地上通信線を敷設する権利を含む。）を享有する。

(c) 部隊及び連絡事務所は、それらの施設内において、部隊、連絡事務所若しくは要員にあてられ、又は部隊、連絡事務所若しくは要員が差し出す郵便物を運送するために必要な措置をとることができる。

(d) 部隊とジブチ共和国の権限のある当局との間及び連絡事務所とジブチ共和国の権限のある当局との間で、この16の規定の実施手続を作成する。

17 両政府は、この取極の効果的な実施のために緊密に協力する。両政府は、ジブチ共和国の権限のある当

局の海賊行為及び船舶に対する武装強盗に対処する法執行措置をとる能力の構築の必要性を認め、可能な二国間協力の分野を特定するために協力する。当該二国間協力に関し、両国の権限のある当局の間で別個の取決めを作成することができる。

18 この取極において部隊、海上保安庁、連絡事務所又は要員の特権、免除及び権利に言及がある場合には、ジブチ共和国政府は、その実施及びジブチ共和国の適当な地方公共団体によるその遵守について責任を負う。

19 両政府は、特に連絡員を指定することにより、すべての適当な段階において、緊密なかつ相互の連絡を取るために適当な措置をとる。この取極の実施に関するすべての信書及び通信は、フランス語又は英語で行われる。

20 この取極の解釈又は実施から生ずる両政府間のいかなる紛争も、専ら両政府による協議及び交渉を通じて解決する。

21 (a) この取極は、十二箇月間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもってこの取極を終了させる意思を通告しない限り、自動的に更に十二箇月ごとに更新

される。

- (b) この取極は、両政府間の書面による合意によって改正することができる。
- (c) この取極の終了は、当該終了の前にこの取極の実施から生じたいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、フランス語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、更に、この書簡及びジブチ共和国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(ジブチ側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

この書簡は、ひとしく正文である日本語、フランス語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、更に、ジブチ共和国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。